

## 会費規程

### (目的)

第1条 この規程は、定款第6条の規程に基づき、会員が納入すべき入会金および会費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (入会金)

第2条 企業会員として入会しようとする者は、入会金を当法人に納入するものとする。

2 企業会員の入会金は500,000円とする。

3 企業会員以外の会員の入会金は免除されるものとする。

4 企業会員の入会金は理事会の承認により200,000円とすることができる。

### (会費)

第3条 企業会員は会費を当法人に納入するものとする。

2 企業会員の会費(年額)は500,000円とする。

3 企業会員以外の会員の会費は免除されるものとする。

4 企業会員の入会年度の会費は免除されるものとする。

5 前項に関わらず、社員である企業会員の入会年度の会費は免除されない。

6 企業会員の会費(年額)は理事会の承認により200,000円とすることができる。

### (運営会費)

第4条 企業会員であって新たに社員になった会員は、新たに社員になった年度の会費に相当する、運営会費を一度に限り支払うものとする。

### (会費の納入)

第5条 入会金、会費、運営会費は、当法人の請求に基づき、納入しなければならない。

ない。

(改廃)

第 6 条 本規程の改廃は、社員総会の決議による。

附則

この規程は、2014 年 12 月 17 日から施行する。

附則(2015 年 6 月 12 日改正)

この規程は、2015 年 6 月 12 日から施行する。